

SAGA BAR 事業「佐賀酒学」業務委託仕様書

1. 事業の背景

佐賀県は日本酒づくりが盛んであり、400 年以上続く有田焼などの伝統工芸品の歴史が紡がれ、豊かな自然環境の中で質の高い食材が生産されるなど、日本酒と共に楽しむことができる県産品を多数有している。

また、佐賀県産の日本酒及び焼酎（以下「佐賀酒」という。）に対する消費者の信頼と評価を向上させることを目的として、平成 16 年度に「佐賀県原産地呼称管理制度」を創設し、県産の原料と水を 100%使用し、県内蔵元が醸造・蒸留した製品のうち一定の基準をクリアしたものを「The SAGA 認定酒」として認定し、佐賀酒の質の向上や地元農家の酒米生産の意欲向上、佐賀酒の認知度向上を図っているところである。

さらに、令和 4 年度より、佐賀酒を中心に伝統工芸品や県産食材などを通して佐賀の魅力を体感する「SAGA BAR」プロモーション事業に取り組み、有名ブランド旗艦店でのポップアップイベントや飲食店・料理人とのコラボレーション、各種イベント出店などを展開している。

2. 目的

本委託業務では、佐賀酒に関する知識や理解を深め、消費者に佐賀酒の楽しみ方や飲み方を提案できる人材を育成し、継続的に佐賀酒を消費者に訴求することで、佐賀酒の認知拡大や消費喚起につなげることを目指す。

3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、本協議会と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

4. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

(1) プロモーション事業の企画関連

- ・目的を達成するための企画の立案、ターゲット設定、プロモーションの実施設計等を行うこと。

(2) 佐賀酒学の講師の選定

- ・設定したターゲットへの影響力があり、かつ、発信力のある講師を選定するこ

と。(ジャンル、業態問わず)

(3) 佐賀酒学の運営関連

- ・参加者に対して、佐賀酒の特徴や特性などを伝えるとともに消費喚起を促すことを意識したプログラム(講座)を設計すること。
- ・プログラム(講座)に伝統工芸品や県産食材を積極的に取り入れること。
- ・佐賀酒学を開催するに相応しい会場を選定すること。
- ・会場には、SAGA BARを印象づけるようなレイアウトや空間装飾を施すこと。
- ・関係者との事前調整や当日の進行などの運営全般の業務を担うものとする。
- ・プログラム(講座)の内容を詰めていく過程において、佐賀酒を選定するための試飲や県産食材を使ったメニュー提供などに係る経費(試飲用の佐賀酒購入費や試作用の県産食材購入費等)は、原則として本業務委託の費用として計上すること。
- ・佐賀酒学開催当日に使用する食材や佐賀酒の仕入れなどに係る経費は、参加者から徴収するなど委託費とは別に負担の方法を検討すること。

(4) 広報関連

- ・設定したターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法により集客のための告知を行うこと。(媒体選定、実施方法等を提案)
- ・必要に応じて、教材や啓発用のツールを制作すること。
- ・SAGA BARの取組として発信していけるようなイベントの事後広報を行うこと。(媒体選定、実施方法等を提案)

(5) アンケートの実施

- ・佐賀酒に関する認知や評価、意見、取組の効果測定等のため、佐賀酒学開催に合わせて参加者へのアンケートを実施すること。
- ・アンケートの項目は、県と協議のうえ決定する。
- ・アンケートの実施及び集計作業等は、県が指定するデジタル化総合プラットフォーム「ロゴフォーム」を活用すること。
- ・アンケートの回収率を上げるため工夫をすること。

5. 成果指標

受託者は、次に掲げる成果指標の達成に努めること。

- ・受講者への満足度調査 8割以上の受講者が満足

6. 各種手続き

- ・酒税法や食品衛生法など、酒類や食品の提供及び小売販売に伴う関係法令や保健所、国税局等の所轄官庁の指導を遵守すること。

- ・イベント実施にあたり、連携する飲食店や運営スタッフの負傷や提供する食品等に起因する食中毒の発生、その他のトラブル等に対応できるよう、賠償責任保険等に参加し、イベント前日までに保険証券等の関係書類の写しを県に提出すること。

7. 履行期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

8. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本協議会が指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 実績報告書 1部

(2) その他、本協議会と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも1部納品するものとする。

9. その他留意事項等